

法定外公共物土木工事許可(決定・却下)通知書

様

粕屋町長 因 清 範 印

平成 年 月 日付で申請のあった法定外公共物の土木工事の許可について、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

土木工事の目的			
施工場所	粕屋町	対象物件	認定外道路・水路
工事概要			
工事施工期間	平成 年 月 許可日から 平成 年 月 日まで		
施工業者	TEL		
許可条件	法定外公共物を損傷したときは、直ちに町長に通知し、復旧方法の指示を受け、原状に回復すること。 その他（ ）		
却下の場合の理由			

備考 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、粕屋町長に対して異議申立てをすることができます。また、この決定の取消訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、粕屋町長を被告として、提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、提起しなければなりません。